# 主眼事項及び着眼点(介護老人保健施設での指定短期入所療養介護事業)

工机手次次0省版			之 / M / M / M / B	71 HX T / / /
主眼事項	着	眼	点	自己評価
※指定居宅サービスの事 業の一般原則			者の意思及び人格を尊 サービスの提供に努め	
		は、地域との結び ス事業者その他の	び付きを重視し, 市町 の保険医療サービス及	
	(3) 指定居宅サービス の防止等のため、必 従業者に対し、研修	要な体制の整備を	を行うとともに、その	
		:第118条の2第1 必要な情報を活月	居宅サービスを提供す Ⅰ項に規定する介護保 用し,適切かつ有効に	
,				

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第3条	法:介護保険活 基準: 指等の 業の 大 で 大 の で は は は は で り で り で り で り で り で り で り で
※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について (4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118 条の2第1項に規定する介護保 等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供ないことにものである。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE)」に情報を提出し、当該情報といっ、		解釈準用 (第3の一の3 (1))	解釈:指定居等 サービスで 指定スで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
「常動操算方法」 ・雇用の分等に関する法律のの場合を関する法律ののようでは、 一個のでは、 一ので		解釈 第2の2	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
第1 基本方針	指になっている。 指になる能力にでいる。 が表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	者が可能な限り 立した日常生活 の下における介 生活上の世話を 用者の家族の身	を営むことができるよ 護及び機能訓練その他 行うことにより,療養	適・
第2 人員に関する基準	指定短期入所療養介 所ごとに置くべき短期 おりとなっているか。 るものを除く。)	入所療養介護従		
	用者(当該指定短期 期入所療養介護事業 期入所療養介護の事業 合にあっては,当該 又は指定介護予防短 老人保健施設の入所	士入者業所事期者のない。 大者業所事力と護 大者業所に素入と護 大きにないに療し、 大きにないにを 大きにないにを 大きにないにを 大きにないにを 大きにないにを 大きになる。 、 大きになる。 大きになる。 大きになる。 大きになる。 、 大きになる。 、 大きになる。 、 大きになる。 、 、 大きになる。 、 大きになる。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	員数は、それで表表では、それででででででででででででででででででででででででででででででででででで	適 • 否
	養介護の事業と指定 同一の事業所におい ては、指定介護予防	を併せて受け、 介護予防短期入 て一体的に運営 サービス等基準 準を満たすこと	かつ, 指定短期入所療 所療養介護の事業とが されている場合につい 第187条第1項に規定 をもって, (1)に規定	適・ 否
第3 設備に関する基準		する介護老人保 ユニット型介護	入所療養介護事業所に 健施設として必要とさ 老人保健施設に関する	適・否
	養介護の事業と指定 同一の事業所におい ては、指定介護予防 2項に規定する設備	を併せて受け、 介護予防短期入 て一体的に運営 サービス等基準 に関する基準を	定介護予防短期入所療かつ、指定短期入所療所療所を知事業との事業との事業といる場合にの第188条第1項のでの第188条第1をもっている。	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。また、利用者の心身の状況、希望その置かれている環境並びに医師の診療方針に基づき、提供開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成し適切に行っているか。 (主眼事項第4運営に関する基準15)	○ 運営規程 ○ 短期入所療養 介護計画 ○ 診療録その他 の記録等	法第73条第1項 基準 第141条	
・勤務表により確認する。	〇勤務表	法第74条第1項 基準 第142条第1項	
・ いわゆる本体施設となる介護老人保健施設 が、満たすべき人員・施設基準(ユニット型介 護老人保健施設に関するものを除く。)を満た していれば足りるものとする。		基準 第142条第1項 第一号	
		基準 第142条第2項	
・介護老人保健施設の施設基準と同様		法第74条第2項 基準 第143条第1項 第一号 基準 第143条第3項	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
第4 運営に関する基準 1 対象者	かしはめ及象の供定 を指する を を を を を を を を を を を は の の を の を の を の	くはその家族の別れて、一番の家族の別に、一番の家族の別に、の別に、一番の別にの別に、一番の別に、	身体的及び精神的な負 所して看護, 医学的管 也必要な医療等を受け 健施設若しくは介護医 財室, 診療所の指定短 完の老人性認知症疾患	適・ 否
2 内容及び手続の説 明及び同意	族に対し、運営規程 務の体制その他の入 認められる重要事項	, あらかじめ, 和 の概要, 短期入所 所申込者のサー b を記した文書を3	指定短期入所療養介護 可用申込者又はその家 所療養介護従業者の勤 ごスの選択に資すると で付して説明を行い、 の同意を得ているか。	適 · 否 説明書等 有 · 無 同意の確認 有 · 無
	(2) 重要事項を記したか。	文書は、わかりも	<b>さすものとなっている</b>	適 • 否
3 指定短期入所療養 介護の開始及び終了	指定短期入所療養介 他保健医療サービス又 な連携により、指定短 了後に至るまで利用者 サービスを利用できる	は福祉サービス る 期入所療養介護の が継続的に保健	の提供の開始前から終 医療サービス又は福祉	適・ 否
4 提供拒否の禁止	入所療養介護の提供を	拒んではいないた	当な理由なく指定短期 い。 こサービスの提供を拒	提供拒否 有・無 拒否の理由 ( )
5 サービス提供困難 時の対応	指定短期入所療養介護事業所の通常の事業対し自ら適切な指定短 であると認めた場合は事業者への連絡,適当の紹介その他の必要な	の実施地域等を 期入所療養介護 の 当該利用申込え な他の指定短期	を提供することが困難 者に係る居宅介護支援 入所療養介護事業者等	事例の有無 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	〇 診療録その他 の記録等	法第74条第2項 基準第144条	
<ul> <li>重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。</li> <li>重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。</li> <li>利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。</li> </ul>	<ul><li>利用料金等の 説明文書,パ ンフレットな ど</li></ul>	(第125条第1項)	
(重要事項の主な項目) ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況(実施の有無,直近の実施年月日,評価機関の名称,結果の開示状況)等	HU PA		
	O 居宅介護支援 事業者等の連携 の記録等		
(正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合		基準第155条 準用(第9条) 解釈準用 (第3の一の3 (2))	
<ul> <li>居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。</li> <li>利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</li> <li>事前に近隣の指定短期入所療養介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やか講じるための準備をしているか。</li> </ul>		基準第155条 準用(第10条)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
6 受給資格等の確認		合は, その者( 【格, 要介護認!	指定短期入所療養介護 の提示する被保険者証 定の有無及び要介護認	適 • 否
		いるときは,	被保険者証に認定審査 当該認定審査会意見に 提供するように努めて	適 • 否
7 要介護認定の申請に係る援助	者については,要介護 うかを確認し,申請か	要介護認定を 認定の申請が 行われていな 速やかに当該	指定短期入所療養介護 受けていない利用申込 既に行われているかど い場合は、当該利用申 申が行われるよう必要	適 • 否
	ない等の場合であって 更新の申請が、遅くと	む。)が利用: 必要と認める : も当該利用者:	居宅介護支援(これに 者に対して行われてい ときは、要介護認定の が受けている要介護認 なされるよう、必要な	適 · 否
8 心身の状況等の 把握	指定短期入所療養介護 提供に当たっては、利用 するサービス担当者会議 その置かれている環境、 ビスの利用状況等の把握	者に係る居宅 等を通じて, 他の保健医療	利用者の心身の状況, サービス又は福祉サー	適・否
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所に 接供のいずれに を場かれた。 を表するに を表するに を表する をまる を表する をる をる をる をる をる をる をる をる をる を	目申込者が介護ないときは、 ・ビス計画の作り ・ビス計画で届けた はいを法定代理 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に 対して に を 、 ・ ・ に 、 ・ に 、 は 、 は 、 に 、 を 、 を 、 と 、 に 、 を 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と	当該利用申込者又はそ 成を居宅介護支援事業 出ること等により,指 受領サービスとして受 居宅介護支援事業者に 定代理受領サービスを	適・否
10 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供	指定短期入所療養介護されている場合や、居宅ビス提供の期間内のサー必要な場合は、当該計画供しているか。	サービス計画・ビスの評価を	適宜行い計画の変更が	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 診療録等に保険者番号、要介護状態区分・有効期間等を記載していることが望ましい。		基準第155条 準用 (第11条第1項)	
・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有 効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべ き事項である。	〇 診療録等	基準第155条 準用 (第11条第2項)	
		基準第155条 準用 (第12条第1項)	
		基準第155条 準用 (第12条第2項)	
<ul><li>サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況が適切か。</li><li>サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに変わる手法は適切なものか。</li></ul>		準用(第13条)	
・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。		基準第155条 準用(第15条)	
・ 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の 活用は適正に行われているか。 ・ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、 居宅サービス計画の課題・目標に沿っている か。 ・ 退所計画等を居宅介護支援事業者へ提示して いるか。	○ 居宅サービス 計画(1)~(3) 短期入所画 介護計画 ・サービス ・サー ・サービス ・サービス ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー ・サー		

主眼事項	着	眼	点	自己評価
11 サービスの提供の 記録	を提供した際には, 内容,当該指定短期, の規定により利用者! ビス費の額その他必!	当該指定短期入 入所療養介護に に代わって支払 要な事項を、利	指定短期入所療養介護 、所療養介護の提供日びこのいて法第41条第6項 なを受ける居宅介護サー リ用者の居宅サービス計 る書面に記載している	・サービス利用票・その他の書面
	を提供した際には、記録するとともに、	提供した具体的 利用者からの申 切な方法により	指定短期入所療養介護 可なサービスの内容等を 日出があった場合には、 リ、その情報を利用者に	適 ・ 否
12 利用料等の受領	に該当する指定短期. 利用者から利用料の 護に係る居宅介護サ	入所療養介護を 一部として, 当 ービス費用基準 支払われる居宅	法定代理受領サービス 提供した際には、その 該指定短期入所療養介 額から当該指定短期入 の額を のでである。 が。	適・ 否
	に該当しない指定短 用者から支払を受け	期入所療養介護 る利用料の額と ービス費用基準	法定代理受領サービス 養を提供した際にその利 : , 指定短期入所療養介 基額との間に, 不合理な	適 · 否
	を受ける額のほか、 者から受けていない。 ① 食事の提供に要 より特定入所者介記	次に掲げる費用 か。 する費用(法5 護サービス費か	上記(1), (2)の支払 目の額以外の支払を利用 1条の3第1項の規定に 「利用者に支給された場 る食費の基準費用額を	①費用の徴収
	特定入所者介護サ	ービス費が利	)3第1項の規定により 用者に支給された場合 5居住費の基準費用額を	②費用の徴収 有・無
	特別な療養室等の 用	提供を行ったこ	はづき利用者が選定することに伴い必要となる費 なでき利用者が選定する	③費用の徴収 有・無 ④費用の徴収
		を行ったことに	: つぎ利用者が選定する : 伴い必要となる費用	毎 有・無 ⑤費用の徴収 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うもので、サービス利用票の活用が考えられるが、サービス利用票は利用者宅にあることから、サービスの内容等を記載した書面を利用者に交付することが考えられる。	O 利用者への交 付書面(控)	基準第155条 準用 (第19条第1項) 解釈準用 (第3の一の3 (10))	
・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により5年間保存すること。		基準第155条 準用 (第19条第2項) 鹿児島県条例	
額)の支払いを受けているか。	○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領 収証(控) ○ 介護給付費請 求明細書(控) ○ 運営規程		
!	〇 利用料金等の 説明文書	基準 第145条第2項	
・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用はその実 費相当額を利用者から徴収できるが、あいまい な名目による費用の徴収を認めないことから運 営規程等に明示されることが必要である。		基準 第145条第3項	
・ ①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成27年厚労省告示第110号)及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準(平成27年厚労省告示第99号の定めるところによるものとする。)			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	護において提供さ	れる便宜のうち のに係る費用で	, 指定短期入所療養介 , 日常生活においても あって, その利用者に るもの	
	「通所介護等にお	ける日常生活に	ては、別に通知された 要する費用の取扱につ って適切に取り扱われ	⑧適・否
	費用の額に係るサーめ、利用者又はその 費用を記した文書を	- ビスの提供に当 )家族に対し,当 · 交付して説明を · , ①から④に掲	上記①から⑤に掲げる 当たっては, あらかじ 該サービスの内容及び 行い,入所者の同意を げる費用に掲げる同意 。	適・否
	その他のサービスの 受ける際, 当該支払	)提供に要した費 なをした居宅要介 【則第65条)で定	指定短期入所療養介護 用につき、その支払を 護被保険者に対し、厚 めるところにより、領	適・否
	により交付しなけれ養介ででは、 養介での できまれる という できない はい はい できない はい	は な ら な で き き り り り り り り り り り り り り り り り り り	法第41条第8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8年 8	適 • 否
13 保険給付の請求の ための証明書の交付	該当しない指定短期入 場合は、提供した指定	、所療養介護に係 短期入所療養介 事項を記載した	定代理受領サービスに る費用の支払を受けた 護の内容,費用の額そ サービス提供証明書を	賞選払い 有・無 証明書の交付 有・無
14 指定短期入所療養 介護の取扱方針	軽減又は悪化の防止	:に資するよ <b>う</b> ,	利用者の要介護状態の 認知症の状況等利用者 者の療養を妥当適切に	適・否

チェックポイント			関係書類	根拠法令	特記事項
・利用者負担の徴収は、サー	- ビス提供の都度で	0	領収証(控)	基準 第145条第5項 法第41条第8項	
も、月末締めの一括の形でも負担金の受領の都度に交付し	良いが、領収証は				
・ 領収証には次に掲げる費用 いるか。 ① 介護給付費の利用者負金 た費用の額 ② その他の費用の額(そのごとに区分)	担額又は現に要し			施行規則第65条	
・明細の項目等が利用者におなっているか。	かりやすいものと				
・ 償還払いとなる利用者に対 費明細書に準じたサービス提 ているか。 ・ 様式は基本的には介護給 で、記載不要の欄は網掛け い。	提供証明書を交付し 付費明細書と同じ		サービス提供証明書	基準第155条 準用(第21条)	
			診療録その他 の記録 看護・介護記 録	基準 第146第1項	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(2) 指定短期入所療養介証 て入所する利用者につい づき、漫然かつ画ー的な れているか。	いては、短期入所	療養介護計画に基	適・否
	(3) 短期入所療養介護従業 供に当たっては、懇切こ に対し、療養上必要な事 指導又は説明を行ってい	Γ寧を旨とし, 利 事項について, 理	用者又はその家族	適・否
	(4) 指定短期入所療養介証の提供に当たっては、当 又は身体を保護するため 体的拘束その他利用者の 等) を行っていないか。	当該利用者又は他 り緊急やむを得な D行動を制限する	の利用者等の生命い場合を除き、身	事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令 ———————	特記事項 ————
・「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供しているか。 ・サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。	計画 〇 短期入所療養 介護計画	第146第2項	
(身体拘束禁止の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑥ 点次は皮膚をからずりように、カールの手袋等をつける。 ⑥ 車いすからずり落ちたり、立ち上がったりますがように、アフルをつける。	録	基準 第146第4項 平13老発155号 (身体拘束ゼロ への手引き)	
<ul> <li>⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。</li> <li>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</li> <li>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> </ul>			
<ul><li>① 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</li><li>① 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</li></ul>			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	状況並びに緊急やむ なお、記録に当た に例示されている「 録」などを参考とし るか。	様及び時間、そのを得なかった理りっては、「身体を 身体拘束に関する。 するでは、「な記録を	(4)の身体拘束等を行の際の利用者の心容の の際の利用でいるか。 対京がは、 対京がは、 対応が、 対応が、 はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない	記録の管理
	(6) 指定短期入所療養 短期入所療養介護の ているか。		自らその提供する指定 、常にその改善を図っ	·
15 短期入所療養介護 計画の作成	ては、利用者の心身 いる環境が提供の提供の 療養介護の提供の開 利用するサービスの 介護従業者と協議的 するための具体作成 療養介護計画を作成	所すること の が 状療の が が が が が が が が が が が が が	定される利用者につい 希望及びその置かれて 基づき、指定短期入所 に至るまでの利用者が て、他の短期入所 目標、当該目標を ま成 時 に 対 が は が は が は が は が は が は が は が は が は が	
	か。	当該計画の内容	に沿って作成している	
		たっては, その	理者は,短期入所療養 内容について利用者又 の同意を得ているか。	•
	(4) 指定短期入所療養 療養介護計画を作成 画を利用者に交付し	した際には、当	理者は,指定短期入所 該短期入所療養介護計	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
· 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが望ましい。	○ 身体拘束に関 する記録	基準 第146第5項	
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束廃止委員会等)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。     (委員会検討事項例)     ① 施設内の推進体制     ② 介護の提供体制の見直し     ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き     ④ 施設の設備等の改善     ⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み     ⑥ 利用者の家族への十分な説明     ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標     ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		解釈 第3の九の2(2) ② 平13老発155号 の6	
・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施してい るか。	<ul><li>診療録(介護記録)</li><li>カンファレンス・研修録等</li></ul>	基準 第146第6項	
(短期入所療養介護計画作成の留意点) ① 短期入所療養介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。	O 居宅サービス 計画	基準 第147条第1項 解釈 第3の九の2(3)	
② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。		基準 第147条第2項	
③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供 している事業者は、当該居宅サービス計画を 作成している指定居宅介護支援事業者から短 期入所療養介護計画の提供の求めがあった際 には、当該計画を提供することに協力するよ う努めているか。	〇 契約書	基準 第147条第3項 基準 第147条第4項	

主 眼 事 項	着	眼	点	自己評価
16 診療の方針	医師の診療の方針はいるか。	,次に掲げると	ころによるものとして	
			があると認められる疾・ 基とし,療養上妥当適	適・否
	の心身の状況を観察	し,要介護者の 心理的な効果を	場を堅持して、利用者 心理が健康に及ぼす影 もあげることができる	適・ 否
		の的確な把握に	!並びに日常生活及びそ :努め、利用者又はその ·るか。	適・ 否
	(4) 検査,投薬,注射 妥当適切に行ってい		用者の病状に照らして	適・ 否
	(5) 特殊な療法又は新大臣が定めるものの		いては、別に厚生労働 いか。	適・ 否
	(6) 別に厚生労働大臣 に施用し、又は処方		以外の医薬品を利用者	適・否
		ると認めたとき	自ら必要な医療を提供 は、他の医師の対診を 講じているか。	適 · 否
17 機能訓練	維持回復を図り、日常	生活の自立を助	用者の心身の諸機能の  けるため、必要な理学 テーションを行ってい	適・ 否
18 看護及び医学的管 理の下における介護	の支援と日常生活の	充実に資するよ	介護は、利用者の自立 う、利用者の病状及び って行われているか。	適・否
	切な方法により, 利 いるか。 なお, その実施に	用者を入浴させ あたっては、利 特別浴槽を用い	1週間に2回以上,適 、又は清しきを行って 」用者の心身の状況や自 た入浴や介助浴等適切	適・否
		な方法により,	利用者の病状及び心身 排せつの自立について	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第148条第一号	
		基準 第148条第二号	
・ 厚生労働大臣が定める特殊な療法等については、平成12年3月厚生省告示第124号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年3月厚生労働省告示第107号)第五に定める療		基準 第148条第三号 基準	
法等(評価療養)」とする。  ・ 厚生労働大臣が定める医薬品については、平成12年3月厚生省告示第125号により、「療担		第148条第四号 基準 第148条第五号	
規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生 労働大臣が定める掲示事項等(平成18年3月厚 生労働省告示第107号)第六に定める使用医薬 品(薬価基準に収載されている医薬品)」とす る。		基準 第148条第六号 基準 第148条第七号	
・ リハビリテーションの提供に当たっては、利 用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏ま えて、日常生活の自立を助けるため、必要に応 じて提供しているか。		基準第149条 解釈 第3の九の2(5)	
		基準 第150条第1項	
	O 入浴に関する 記録	基準 第150条第2項 解釈	
	○ 排泄に関する	第3の九の2(6)	
	記録	奉华 第150条第3項	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(4) 指定短期入所療養 得ない利用者のおむ			適・否
	(5) 指定短期入所療養 用者に対し,離床, を適切に行っている	着替え、整容そ	(1)~(4)のほか,利 の他日常生活上の世話	
		,当該指定短期	その利用者に対して, 入所療養介護事業者の 隻を受けさせていない	
19 食事の提供	(1) 利用者の食事は, 及び嗜好を考慮した 供しているか。		者の身体の状況、病状 もに、適切な時間に提	
	(2) 調理は、あらかじに、その実施状況が			適・否
	は、栄養管理、調理 理、衛生管理、労働 当該施設の管理者が うな体制と契約内容	をましいが、第三 管理、材料管理 衛生管理につい 業務遂行上必要 により、食事サ	期入所療養介護事業者 芸者に委託する場場に 者に委等管理、業務に 施設自らが行う等、 な注意を果たし得るさ でで委託しているか。	
		当該利用者の食	下や咀嚼の状況,食欲 事に的確に反映させる 邹門との連絡が十分と	
	(5) 利用者に対しては	適切な栄養食事	相談を行っているか。	適・否
	(6) 食事内容について む会議において検討			適・否
	(7) 入所者の食事は, だけ離床して食堂で			適・否
20 その他のサービス の提供	(1) 指定短期入所療養 クリエーション行事			適・否
	(2) 指定短期入所療養 連携を図るよう努め		常に利用者の家族との	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第150条第4項 基準 第150条第5項 基準 第150条第6項	
・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6時以降とすることが望ましいが、早くても午 後5時以降となっているか。		解釈 第3の九の2(7)	
	〇 行事の記録等	基準 第152条	
		第152条	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
21 利用者に関する市 町村への通知	受けている利用者が次の く, 意見を付してその ア. 正当な理由なしし る指示に従わない。 させたと認められる	のいずれかに該 言を市町村に通 こ指定短期入所 ことにより、要 るとき。 の行為によって		適 · 否
22 管理者の責務		の従業者の管理 に係る調整,業	及び指定短期入所療養 務の実施状況の把握そ	適・ 否
	(2) 指定短期入所療養な 従業者に「運営に関 指揮命令を行っている	する基準」を遵	理者は、当該事業所の 守させるために必要な	適・否
23 運営規程	容とする運営規程を定め ① 事業の目的及び過 ② 従業者の職種, 身	かているか。 重営の方針 員数及びの内容及 養介護の内容及 施地域 でての留意事項 の措置に関する	び利用料その他の費用	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正の観点から市町村に通知しなければならない。		基準第155条 準用(第26条) 解釈準用 (第3の一の3 (15))	
		基準第155条 準用 (第52条第1項) 基準第155条 準用 (第52条第2項)	
・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。変更があった場合、変更届を提出するこ	〇 運営規程	基準第153条	
と。     ・ 利用定員に空床利用型の定員は含めない。     ・ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。		解釈 第3の九の2(8)	
<ul> <li>通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の 徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居 住する被保険者に対して送迎が行われることを 妨げるものではない。</li> <li>⑧の「その他運営に関する重要事項」にあっ</li> </ul>			
ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身 体的拘束等を行う際の手続きについて定めてお くことが望ましい。			
〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであ るため、業務負担軽減等の観点から、規程を定 めるに当たっては、居宅基準第142条(指定短 期入所療養介護従業者の員数)において置くべ きとされている員数を満たす範囲において、 「〇人以上」と記載することも差し支えない。		解釈準用 (第3の一の3 (19)①)	
〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の 選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐 待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」と いう。)が発生した場合の対応方法等を指す内 容であること。		解釈準用 (第3の一の3 (19)⑤)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
24 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所療養が 指定短期入所療養介証 養介護事業所ごとに従	護を提供できる	よう、指定短期入所療	適・否
	時間,常勤·非常勤 <i>0</i>	豆期入所療養介 D別, 専従の生 東指導員の配置	護従業者の日々の勤務	適・ 否
	療養介護を提供してし	事業所の従業者 いるか。 <sub>匹遇に直接影響</sub>	によって指定短期入所 を及ぼさない業務につ	適・否
	(4) 指定短期入所療養が 者の資質の向上のため か。		短期入所療養介護従業 の機会を確保している	適・否
	その際, 当該指定知期入所療養介護従業者 介護支援専門員, 法第 等の資格を有する者で	者(看護師,准 88条第2項に規 その他これに類 系る基礎的な研	護事業者は,全ての短 看護師,介護福祉士, 定する政令で定める者 するものを除く。)に 修を受講させるために	適・否
	基礎的な知識及び技 →看護師、准看護師、 者研修修了者、介語 事者研修修了者にか 介護員養成研修課程 祉医師、歯科医師、	ラム等習福代 に得社者職 ・ で護福の介護 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	介護支援専門員、実務 修修了者、生活援助従 基礎研修課程又は訪問 級課程修了者、社会福 療法士、作業療法士、 理栄養士、栄養士、あ	
	る性的な言動又は個 て業務上必要かつ相	展する観点から 優越的な関係を 目当な範囲を超 D就業環境が害	, 職場において行われ 背景とした言動であっ えたものにより短期入 されることを防止する	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
それぞれの勤務状態がわかるものとなっている か。	○ 勤務計画(予 定)表 など ○ 勤務表(兼務 事業所分も) ○ 辞令又は雇用 契約書	解釈準用	
・調理業務、洗業務であるが、それは、 ・調及には、 ・調及には、 ・調及には、 ・調及には、 ・の適適ののであるが、のの適適のののである。 ・一では、 ・一にない、 ・一にない、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一	〇、職員の研修の記録など	基準 第101条第2項 解(第3の3 (5)②) 基第101条第3項 基準第101条第4項 解第3の九の2(14) 解(第3の3) 解(第3の3)	
<ul> <li>事業主には、職場におけるハラスメント(※1) の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。</li> <li>セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</li> </ul>		基準 第101条第4項 解釈準用 (第3の六の3 (5)④)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	※1「職場における クシュアルハラスメ		は、職場におけるセ スメントをい <b>う</b> 。	
			、「事業主が職場に	
			かに起因する問題に関 なの指針」をいう。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 (指針) ・「事業主が職場における性的な言動に起因する 問題に関して雇用管理上講ずべき措置等につい		・雇用の分野における男女の均等な機会及び待	
ての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号) ・ <u>「パワーハラスメント指針」(※2)</u> (令和2年厚生労働省告示第5号)		遇の確保等に関 する法律(昭和 47年法律第113 号)第11条第1	
(留意事項) a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方		項 ・労働施策の総 合的な推進並び に労働者の雇用 の安定及び職業	
針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応す るために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めるこ と等により、相談への対応のための窓口をあら		生活の充実等に 関する法律(昭 和41年法律第13 2号)第30条の2 第1項	
かじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業 主の方針の明確化等の措置義務については、令 和4年4月1日から義務化となり、それまでの 間は努力義務とされているが、適切な勤務体制			
の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう 努められたい。 〈事業主が講じることが望ましい取組につい て〉			
・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、			
②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取			
組)が規定されている。  ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、 ・事業主が講ずべき措置の具			※厚生労働省オ ームページ参照 (https://www
体的内容'の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望			mhlw.go.jp/st /newpage_051 0.html)

主眼事項	着	眼	点	自己評価
25 業務継続計画の策 定等	生時において, 利用 ビスの提供を継続的 おける早期の業務再	者に対する指定類に実施するための 「開を図るための を策定し、当該業	惑染症や非常災害の発 短期入所療養介護サー の,及び非常の態勢に 計画(以下,「業務継 き務継続計画に従い必	適 • 否
	(2) 指定短期入所療養 者に対し,業務継続 な研修及び訓練を定	計画について周知	日するとともに,必要	適・ 否
	(3) 指定短期入所療養	介護事業者は、こ		適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。			
<ul> <li>指定短期入所療養介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならない。</li> <li>業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施に</li> </ul>		基準第155条 準用 (第30条の2) 解釈 第3の九の2(9) 解釈準用 (第3の六の3	
ついては、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者		(6))	
が参加できるようにすることが望ましい。 ・ 経過措置(令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。)  【業務継続計画の記載項目等】 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症 防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)			参照 ・「介護施設・ 事業所における 新型コナウイ ルス感染症発生
b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の			たけれる 時イド・事業が での での での での での での での での での での
対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて			
設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
26 定員の遵守	で が が が が が が が が が が に に が に が に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	↑護事業を 事業を 者に を を で で で で で で で で で で で で で で で で で	に掲げる利用者数以は ででででででででである。 でででででである。 ででででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 である。	定有類有 適画段・の・ ・の番の ・ ・の
	か。 「非常災害に関す則第3条に規定を表に規定を表に人のの実施は、でのの実施は、でののととのである。とこれのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、	「る具体的は る具体的は も は は は は は は は は は は は は は は は は は は	な訓練を行って、消を行って、消るのでは、消るのが、対して、がいいでは、がいいでは、がいいでは、がいいでは、は、がいいでは、では、がいいが、は、では、いいのが、は、では、いいのが、は、では、いいのが、は、では、いいのが、は、では、いいのが、は、では、では、できない。	が火管理者 有・無 定期的な訓練 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
【研修の内容】 ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的対応の必要性で、緊急時の対応にかかる理解のの方を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させて開催することがであることの実施の実施内容についても記録することが望ましい。 ・ 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
<ul> <li>・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</li> <li>・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</li> <li>・ 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員</li> </ul>		基準第154条	
を超えることとなる利用者数  ・ 消防法等に基づいて、定期的に消火訓練、避難訓練を行っているか。 ・ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するするとともに、日頃から消防団や地域住民	〇 消防計画等	解釈 第3の九の2(9) 基準第155条 準用 (第103条)	
との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることしたものである。  ・ 鹿児島県条例により定められているもの ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。		解釈準用 (第3の六の3 (7))	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(2) 指定短期入所療養 実施に当たって, 地 めているか。		(1)に規定する訓練の 得られるよう連携に努	適 • 否
28 衛生管理等		備又は飲用に供 には衛生上必要な	する水について,衛生 は措置を講ずるととも	適・ 否
	・レジオネラ属菌検 直近の検査年月 ( 年 月 E	日		適・否
	・検査結果(以下にC 不検出 (10CFU/10 検 出 (10CFU/10	0ml未満)		適・否
	・検出された場合、	その対応は適切フ	か。	適 • 否
	・検査未実施の場合 検査予定月 ( 年	月頃)		適・否
		まん延しないよ	当該事業所において感 うに, <mark>次の①~③に掲</mark>	適 · 否
	防及びまん延の防 レビ電話装置その 装置等」という。 する。)をおおむ	止のための対策: 他の情報通信機; )を活用して行ね6月に1回以。 短期入所療養	所における感染症の予を検討する委員会(テ 器(以下「テレビ電話 うことができるものと 上開催するとともに, 養介護従業者に周知徹	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
[訓練の実施] ・ 指定短期入所生活介護事業者が(1)に規定する 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、で きるだけ地域住民の参加が得られるよう努める こととしたものであり、日頃から地域住民との 密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に 協力を得られる体制づくりに努めることが必要 である。訓練の実施に当たっては、消防関係者 の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より 実効性のあるものとすること。		基準第155条 準用 第103条の2項 解釈準用 (第3の六の3 (7)②)	
<ul> <li>入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施すること。(H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知)</li> <li>調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うこと。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行うこと。</li> <li>① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措</li> </ul>	録簿	· ·	
置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。 ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表		
【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 ・各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・経過措置(令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。) イ 感染症対策委員会 ・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含むく、に、感染症対策の知識を有する者についてが望ましい。		解釈 第3の九の2(II) 解釈準用 第3の六の3(8)	

主眼事項		眼	点	自己評価
	② 当該指定短期入所 及びまん延の防止			適 • 否
		対し、感染症のう	所において,短期入所 予防及びまん延の防止 B施しているか。	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・・感染ないは、ないので、でいいないので、では、いいので、は、いいいいいいいいいい	関係書類	根拠法令	特記事項 照介る引 場対 場対 おの
の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業の協定を当該事業所の実施は、当該事業所が定期的なな教育を出版を実施することが望ましい。・研修の実施は、写生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設のでも記録すること。・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・研修の実施は、厚生労働省「介護施設のでも記録すること。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
29 掲 示	(1) 指定短期入所療養会 事業所の見やすい場所 介護従業者の勤務の係 選択に資すると認めら	新に, 運営規程の 本制その他の利用	概要, 短期入所療養 申込者のサービスの	適 · 否
	(2) 指定短期入所療養 記載した書面を当該知 かつ、これをいつでもり、(1)の規定による	逗期入所療養介護 も関係者に自由に	事業所に備え付け, 閲覧させることによ	適・否
		の第三者評価の! の年月日、実施し	実施状況(実施の有 た評価機関の名称、 等	
30 秘密保持等	(1) 指定短期入所療養: なく, その業務上知 らしていないか。			適・否
	(2) 指定短期入所療養会 介護事業所の従業者の業務上知り得た利力がないよう,必要な	であった者が,正 用者又はその家族	当な理由がなく, そ の秘密を漏らすこと	適・否
	(3) 指定短期入所療養: において、利用者の付 を、利用者の家族の付 意を、あらかじめ文書	固人情報を用いる 固人情報を用いる	場合は利用者の同意 場合は当該家族の同	文書による同意

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・平時から、実際に感染症が発生した場合を			
想定し、発生時の対応について、訓練(シミ			
ュレーション)を定期的(年1回以上)に行			
うことが必要である。			
・訓練においては、感染症発生時において迅			
速に行動できるよう、発生時の対応を定めた			
指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割			
分担の確認や、感染対策をした上でのケアの 演習などを実施するものとする。			
・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は			
問わないものの、机上及び実地で実施するも			
のを適切に組み合わせながら実施することが			
適切である。			
		甘淮ケ155夕	
・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示して いるか。		基準第155条 準用(第32条)	
- いっか。 掲示事項の内容が実際に行っているサービス		华州(第32宋)	
内容と一致しているか。			
・ 次に掲げる点に留意すること。		解釈準用	
イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝		(第3の一の3の	
えるべき介護サービスの利用申込者、利用者		(24))	
又はその家族に対して見やすい場所のことで			
あること。			
ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種			
ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する			
趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示す			
ることを求めるものではないこと。			
・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービ			
スの利用申込者、利用者又はその家族等が自由			
に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に			
備え付けることで左記(1)の掲示に代えること			
ができる。			
・ 従業者の質的向上を図るための研修等の機会	〇 秘密保持に関	基準	
そ利用して周知徹底するなどの対策を講じてい	する就業時の	本年第100末 準用	
るか。	取り決め	<b>+</b> 711	
- 目体的1-1 华华相叫一带1744、15声中		(第33条第1項)	
・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時 の取り決め等を行っているか。		基準第155条	
・ ツ奴か仄の寺で刊つしいるか。		基年第155余 準用	
		年用   (第33条第2項)	
・ 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に	<ul><li>利用者の同意</li></ul>	其淮笋155冬	
- ・ 個人情報を用いる場合は、利用省(家族)[- - 適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)	される 利用名の向息	基年第100宋 準用	
- 過めな説明(利用の日的、配用される配面等) - がされ、文書による同意を得ているか。	B	(第33条第3項)	
		(ACCA ACA)	

ま					
者に対する利益供与の禁止	主眼事項	着	眼	点	自己評価
療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設 置する等の必要な指置を講じているか。  具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該 事業所における苦情を処理するために講ずる指置の概要に ついて明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの 内容を説明する文書に苦情に対する指置の概要についても 併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っ ているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付け た場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の 向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情 の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら 行っているか。  (4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所 療養介護[関し、法第23条(文書の提出等)の規定により 市町村が行う文書その他の物件の提出苦しくは提示のよめ 又は当該市町村の職員からの質問若しくは提示のよい るか。。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協 力するとともに、市町村から指導とは服舎ににないては、 当該指導又は助言に関して市町村がらの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (5) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所 療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険回体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第14年の 原子の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第14年の 第2年の調査 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の	者に対する利益供与	その従業者に対し、利ビスを利用させること	用者に対して特 の対償として,	定の事業者によるサー	
事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らからにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を診明するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。  (4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定に求め又は当該市町村の調査もくは提示のでいるか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (6) 指定短期入所療養介護事業者は、東側した指定短期入所療養介護の書名は、現出した指定短期入所療養介護の書では関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の実務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の実務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の実務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会のでは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民	32 苦情処理	療養介護に係る利用 適切に対応するため	者及びその家族 に、苦情を受け	からの苦情に迅速かつ 付けるための窓口を設	
た場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。  (4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めない。また、利用者からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民適・否		事業所における苦情 ついて明らかにし、 内容を説明する文書 併せて記載するとと	を処理するため 利用申込者又は に苦情に対する	に講ずる措置の概要に その家族にサービスの 措置の概要についても	
向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。  (4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めては当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民  適・否					適・ 否
療養介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め 又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協 力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って いるか。  (5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団 体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項ニ号 の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民  適・否		向上を図る上での重 の内容を踏まえ,サ-	要な情報である	との認識に立ち,苦情	
った場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。  (6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民 適・否		療養介護に関し、法市町村が行う文書ででは当該市町村の間である。 また、利用者から力するとともに、市おいては、当該指導	第23条(文書のの他の物件の提 員からの質問若 の苦情に関して 町村から指導又	提出等)の規定により 出若しくは提示の求め しくは照会に応じてい 市町村が行う調査に協 は助言を受けた場合に	有 ・ 無適 ・ 否
療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (7)指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民適・否		った場合には, (4)			適・否
会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民 適・否		療養介護に係る利用者 体連合会が行う法第1 の調査に協力するとと 同号の指導又は助言を	からの苦情に関 7 6条(連合会の もに、国民健康 受けた場合にお	して国民健康保険団 業務)第1項第三号 保険団体連合会から いては,当該指導又	
		会からの求めがあっ	た場合には, (6)	)の改善の内容を国民	適・ 否

			特記事項
		基準第155条 準用(第35条)	
<ul> <li>苦情処理の相談窓口があるか。</li> <li>苦情処理体制、手続きが定められているか</li> <li>苦情に対して速やかに対応しているか。</li> <li>また、利用者に対する説明は適切か。</li> <li>常設窓口の所在地、電話番号、担当者等に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。</li> <li>市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営基準上に明確にしているか。</li> </ul>	〇 サービス内容 の説明文書 〇 苦情処理に関する記録など	準用	
・ 当該指定短期入所療養介護事業所に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国民健康保険団体連合会の調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
33 地域等との連携	指定短期入所療養介語 民又はその自発的な活動 との交流に努めているか	か等との連携及		
34 地域との連携	指定短期入所療養介語 ては、提供した指定短其 苦情に関して、市町村等 事業その他の市町村がま るか。	明入所療養介護 『が派遣する者	に関する利用者からの が相談及び援助を行う	5
35 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所療養介期入所療養介期入所療養介護の提供村, 当該利用者の家が業者等に連絡を行うか。	はにより事故が €、当該利用者	発生した場合は, 市町に係る居宅介護支援事	有 • 無
	(2) 指定短期入所療養介事故に際して採った処			適・否
	(3) 指定短期入所療養介 期入所療養介護の提供 合は、損害賠償を速や	はにより賠償す	べき事故が発生した場	
	(4) 指定短期入所療養介 の原因を解明し、再ま か。			<del>:</del>
36 虐待の防止	指定短期入所療養介證 を防止するため,次に掲			適・否
	用して行うことがで	する委員会( きるものとす )結果について	所における虐待の防」 テレビ電話装置等を流る。)を定期的に開作 、短期入所療養介護徒	<b>5</b>
	② 当該指定短期入所 のための指針を整備		所における虐待の防」	適・否
	<ul><li>③ 当該指定短期入所療養介護従業者に対めに実施しているか</li></ul>	けし、虐待の防	所において、短期入原 止のための研修を定期	
	<ul><li>④ ①~③に掲げる指置いているか。</li></ul>	昔置を適切に実	施するための担当者を	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 指定短期入所療養介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	〇 地域との交流の記録	基準第155条 準用(第139条) 解釈準用 (第3の八の3の (17))	
・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		基準第155条 準用 (第36条の2)	
<ul><li>事故が発生した場合の対応方法については、 あらかじめ定めておくことが望ましい。</li></ul>	〇 緊急時の連絡 体制に関する 書類	基準第155条 準用 (第37条第1項)	
	〇 事故に関する 記録	基準第155条 準用 (第37条第2項)	
・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	〇 損害賠償保険 証書	基準第155条 準用 (第37条第3項)	
		解釈準用 (第3の一の3 (27)③)	
〇 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置 を講じること。 ・虐待の未然防止		基準第155条 準用 (第37条の2)	
指定短期入所療養介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者		解釈 第3の九の2 (12)	
虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者 としての責務・適切な対応等を正しく理解し ていることも重要である。 ・虐待等の早期発見		解釈準用 (第3の一の3 (31))	
指定短期入所療養事業所の従業者は、虐待 等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる 事案を発見しやすい立場にあることから、こ れらを早期に発見できるよう、必要な措置			
(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届			

主眼事	項	着	眼	点	自己評価
主 眼 事	項	※「虐待防止検 期発見に加え	討委員会」:虐待	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
出について、適切な対応をすること。			
・虐待等への迅速かつ適切な対応			
虐待が発生した場合には、速やかに市町村			
の窓口に通報される必要があり、指定訪問介			
護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に			
行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査			
等に協力するよう努めること。			
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見			
に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確			
実に防止するために次に掲げる事項を実施する			
ものとする。			
・経過措置(令和6年3月31日までの間は、努			
力義務とされている。)			
① 虐待の防止のための対策を検討する委員会			
・管理者を含む幅広い職種で構成する。			
・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす			
るとともに、定期的に開催することが必要であ			
る。			
・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用			
することが望ましい。			
・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般			
の事情が、複雑かつ機微なものであることが想			
定されるため、その性質上、一概に従業者に共			
有されるべき情報であるとは限られず、個別の			
状況に応じて慎重に対応することが重要であ			
<b>న</b> .			
・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置し			
ている場合、これと一体的に設置・運営するこ			
ととして差し支えない。			
・事業所に実施が求められるものであるが、他			
のサービス事業者との連携等により行うことも			
差し支えない。			
・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を			
活用して行うことができるものとする。			
・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介			
護関係事業者における個人情報の適切な取扱い			
のためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報			
システムの安全管理に関するガイドライン」等			
を遵守すること。			
〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉			
・事業所における虐待に対する体制、虐待等の			
再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図るこ			
٤.			
イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織			
に関すること			
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関するこ			
ک			
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関す			
ること			
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告でき			I

主眼事項	着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
る体制整備に関すること			
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市			
町村への通報が迅速かつ適切に行われるため			
の方法に関すること			
へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の			
分析から得られる再発の確実な防止策に関す			
ること			
ト 再発の防止策を講じた際に、その効果につ			
いての評価に関すること			
②虐待の防止のための指針			
「虐待の防止のための指針」には、次のような			
項目を盛り込むこと。			
イ 事業所における虐待の防止に関する基本的			
考え方			
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織			
に関する事項			
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本			
方針			
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する			
基本方針			
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に			
関する事項			
へ 成年後見制度の利用支援に関する事項			
ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項			
チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する			
事項			
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事			
項			
③虐待の防止のための従業者に対する研修			
・従業者に対する虐待の防止のための研修の内			
容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容			
等の適切な知識を普及・啓発するものであると			
ともに、当該指定訪問介護事業所における指針			
に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。			
・職員教育を組織的に徹底させていくために			
は、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた			
研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1			
回以上)を実施するとともに、新規採用時には			
必ず虐待の防止のための研修を実施することが			
重要である。			
・研修の実施内容についても記録することが必			
要である。			
・研修の実施は、事業所内での研修で差し支え			
ない。			
④虐待の防止に関する措置を適切に実施するため			
の担当者			
・指定短期入所療養介護事業所における虐待を			
防止するための体制として、①から③までに掲			
げる措置を適切に実施するため、専任の担当者			
			<u> </u>

主眼事項	着	眼	点	自己評価
37 会計の区分	護の事業の会計とその(2) 具体的な会計処理	分するとともに の他の事業の会 <sup>且</sup> の方法につい <sup>-</sup> 象事業における	, 指定短期入所療養介計を区分しているか。	適・否
38 記録の整備	(1) 指定短期入所療養び会計に関する諸記録			適・否
	(2) 指定短期入所療養 期入所療養介護の提 備し、その完結の日	供に関する次の	各号に掲げる記録を整	適・ 否
	① 短期入所療養介 ② 基準第19条第23 サービスの内容等(	項の規定を準用	する提供した具体的な	適・否適・否
	③ 基準第146条第	5 項に規定する	身体的拘束等の態様及 状況並びに緊急やむを	適· 否
	得ない理由の記録		町村への通知に係る記	適・否
		項の規定を準用	する苦情の内容等の記	適・否
	録 6 基準第37条第2章 故に際して採った。		する事故の状況及び事 記録	適・ 否
第5 電磁的記録等	ち、この省令の規定に本、沙本、正本、砂本、正本、るこの有体物をではいるのが規定では、まずるのでは、まずのでは、まずのでは、一方式、磁い方式で作ります。	保存の情には、のは、のは、ないでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、は、ないでのでは、は、のでは、ないでは、は、のでは、は、のでは、ないでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、は、は、	居れま文がてのもるよっうという。 まながてのもるよっうのもの書のできるというのもの書のでは、 はいのまののも文人紙行受)では、 はいののとないででは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の 責任者と同一の従業者が務めることが望まし い。			
		基準第155条 準用(第38条)	
		平13老振発18号	
・「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ・(2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。 ・指定短期入所療養介護の提供に関する記録には、診療録が含まれているものであること。	介護計画 〇 診療録その他 の記録 〇 基準省令第26	第154条の2第1 項 解釈 第3の九の2(13) 基準	
「電磁的記録について」 ・指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 (1) [電磁的記録による作成] ・ 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) [電磁的記録による保存] ・ 以下の①②のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルによ		基準 第217条 解釈準用 第5雑則	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	に類するもの(以下 令の規定において書 定されるものについ て、書面に代えて、	説明, 同意, 承記 「交付等」といっ 面で行うことが ては, 当該交付 電磁的方法(電 って認識すること	居宅、のののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
り保存する方法			
② 書面に記載されている事項をスキャナ等に			
より読み取ってできた電磁的記録を事業者等			
の使用に係る電子計算機に備えられたファイ			
ル又は磁気ディスク等をもって調製するファ			
イルにより保存する方法			
③) 電磁的記録により行うことができるとされて			
いるものは、(1)及び(2)に準じた方法によるこ			
ے ۔			
(4) 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護			
委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者に			
おける個人情報の適切な取扱のためのガイダン			
ス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全			
管理に関するガイドライン」等を遵守するこ			
と。			
[電磁的方法について]			
・利用者及びその家族等(以下「入所者等」と			
いう。)の利便性向上並びに施設等の業務負担			
軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが担害されている異は想定される。			
が規定されている又は想定される交付等につい て、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲			
ける電磁的方法によることができる。			
① 「電磁的方法による交付]			
基準省令第4条第2項から第6項までの規定			
に準じた方法によること。			
② [電磁的方法による同意]			
例えば電子メールにより入所者等が同意の意			
思表示をした場合等が考えられること。なお、			
「押印についてのQ&A(令和2年6月19日			
内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする			
こと。			
③ [電磁的方法による締結]			
利用者等・事業者等の間の契約関係を明確に			
する観点から、書面における署名又は記名・押			
印に代えて、電子署名を活用することが望まし			
いこと。なお、「押印についてのQ&A(令和			
2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業			
省)」を参考にすること。			
④ その他、左記(2)において電磁的方法による			
ことができるとされているものは、上記①から			
③までに準じた方法によること。ただし、基準			
省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定			
めがあるものについては、当該定めに従うこ			
⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員			
会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におけ			
る個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」			
よ 及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理 ・ に関するガスドラスン」第5巻ウオスこと			
に関するガイドライン」等を遵守すること。			

主 眼 事 項	着	眼	点	自己評価
第6 変更の届出等	厚生省令第36号「介記 る事項に変更があった 所生活介護事業を再	の他厚生労働省令 護保険法施行規則 たとき、又は休山 開したときは、厚	3 (平成11年3月31日 川」第131条)で定め こした当該指定短期入	適 · 否
	(2) 指定短期入所療養: 介護事業を廃止し、 働省令(同上)でに、 の日の1月前までに、	又は休止しようと めるところにより	: するときは,厚生労 リ,その廃止又は休止	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。     ア 事業所の名称及び所在地     イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地     並びにその代表者の氏名,生年月日,住所     及び職名(当該申請に係る事業所が法人以     外の者の開設する病院又は診療所であると     きは,開設者の氏名,生年月日,住所及び     職名)		法第75条第1項 施行規則 第131条第1条 第九号	
ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) エ 事業所が①:介護老人保健施設,②:介護療養型医療施設,③:療養病床を有する病院又は診療所,④:②③に該当しない診療所,⑤介護医療院のいずれの適用を受けるものかの別オ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要		法第75条第2項	
カ 当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。) キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ク 運営規程			